

長期優良住宅の認定を受けられた皆様へ(お知らせ)

認定長期優良住宅建築等計画に関する工事完了報告書の添付図書について

平成25年4月1日

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下「法」という。)第6条により、認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づいて建築が完了した際に提出をして頂く、様式第9号「認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書」及び様式第10号「認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書」の添付図書について、下記の通り定めます。

なお、運用開始は平成25年4月15日とし、平成25年4月15日以降に受付を行ったものが対象となります。(平成25年4月15日以降に受付された法第5条に基づく認定申請に限る)

記

以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合、該当する項目全ての図書

- (1)建築基準法(昭和25年法律第201号)(以下「基準法」という。)第7条第5項による検査済証の交付がある工事の場合
 - 検査済証の写し
 - 工事完了後における全景写真
- (2)基準法第7条第5項による検査済証の交付がない工事の場合
 - 対象工事の、着手前と工事完了後の両方の写真
- (3)様式第10号「認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書」について、照合結果が不適合である場合
 - 様式第10号の「4 建築工事の状況」における「不適合の場合には認定計画実施者に対して行った報告の内容」の記載、及び是正内容の写真

(備考)

1. その他必要に応じて、施工状況が分かる写真等を求める場合があります。
2. 今後の運用状況等により、添付図書を変更することがあるのでご注意ください。